

## 神奈川県、兵庫県の飲食店分煙対策について

株式会社トルネックス



# 受動喫煙対策について～健康増進法施行がきっかけ～

## 健康増進法 第二十五条(抜粋:法律第103号、施行:平成15年5月1日)

学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙(室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。)を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

## 受動喫煙対策を施設管理者に求めています。 (罰則規定・具体的な条件のない努力義務)

**罰則規定はありませんが、訴訟により賠償が認められたケースがあります。** (西日本新聞記事より抜粋)

職場での分煙を要求したのに改善されず、受動喫煙で健康被害を受けたとして、東京都江戸川区職員の河村昌弘さん(36)が区に約三十万円の損害賠償を求めた訴訟の判決で、東京地裁は十二日、区的安全配慮が不十分だったとして五万円の支払いを命じた。たばこ被害をめぐる訴訟で賠償を命じた判決は初めて。

判決理由で土肥章大裁判長は「職場の施設を管理する区は、受動喫煙から原告の生命、健康を保護するよう配慮する義務を負う」と指摘。河村さんが「受動喫煙による急性障害が疑われる」との診断書を提出した一九九六年一月から、分煙されている別の職場に異動するまでの約三カ月間について「健康被害との法的因果関係はともかく、放置したのは安全配慮義務に違反する」と認定し、慰謝料の支払いを命じた。

判決によると、河村さんは九五年四月、江戸川区に採用された。職場では喫煙が許されており、河村さんは受動喫煙による呼吸器障害や首、肩の痛みなどを訴え、上司や議会を通じ分煙対策を要求した。区は職場に換気扇を増設したが喫煙が続いた。河村さんは分煙の徹底を求めたが認められなかった。

## 喫煙対策のガイドライン（抜粋:平成15年5月 厚生労働省通達）

1. 喫煙室又は喫煙コーナー（以下「喫煙室等」という）の設置にあたっては、可能な限り喫煙室を設置し、設置が困難な場合は、喫煙コーナーを設置する。
2. 喫煙室には、たばこの煙が拡散前に吸引して屋外排気する喫煙対策機器を設置すること。やむを得ない処置として、タバコの煙を除去する空気清浄装置を設置する場合は、喫煙室の換気に特段の配慮を行うこと。

**Point 1** 浮遊粉塵濃度 $0.15\text{mg}/\text{m}^3$

**Point 2** 一酸化炭素の濃度を $10\text{ppm}$ 以下

**Point 3** 喫煙室に向かう気流の風速を $0.2\text{m}/\text{s}$ 以上

**Point 4** 喫煙対策実施の前後に空気環境測定を行う。

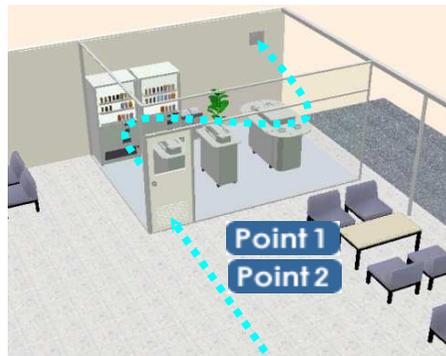
健康増進法＝ガイドライン条件が基準になっています。

# ガイドラインに沿った喫煙対策とは



Point 2 ガス成分は屋外に排気。

Point 1 喫煙所システムの吸引効率を計算。



Point 1 {  
Point 2 {  
・ドアの位置  
・喫煙所システム、換気扇風量  
・設置場所、気流の流れを計算。  
効果的な喫煙室を設置。

Point 4 設置前後の職場の粉塵測定を行う。



Point 1 浮遊粉塵濃度 $0.15\text{mg}/\text{m}^3$  (喫煙室の内外)

Point 2 一酸化炭素の濃度を10ppm以下

Point 3 喫煙室に向かう気流の風速を $0.2\text{m}/\text{s}$ 以上

Point 4 喫煙対策実施の前後に空気環境測定を行う。

煙の漏れを喫煙室で防ぎ、清浄空気を屋外排気することが重要。

# 労働安全衛生法改正し、受動喫煙対策強化の動きも・・・

## 受動喫煙防止、飲食店配慮し再検討 努力義務も削除 労安衛生法改正案、今国会成立へ 産経新聞 2012.5.6 01:33

飲食店などが「実質的に全面禁煙を強いられる」などと反発していた労働安全衛生法改正案について、民主党がまとめた修正案が5日、明らかになった。全面禁煙などを義務づけた規定は削除し、客離れが懸念される飲食店などに配慮した新たな受動喫煙防止策を政府に検討するよう求める規定を付則に盛り込んだ。

禁煙行政を進める小宮山洋子厚労相が主導し、労働者の受動喫煙対策を盛り込んだ改正案が昨年末に国会提出された。しかし、与野党内から「現実的な案ではない」などとの不満が噴出。

**今回の修正案では事業者を受動喫煙防止に向けた「努力義務」も課さない内容となり、新たな対策を講じる必要はなくなる。**

すでに自民党など野党と大筋合意しており、改正案は修正の上、今国会で成立する見通しだ。付則に盛る再「検討規定」では、(1)喫煙者の客離れが予想されるホテルや飲食店(2)喫煙室を勝手に設置するのが困難なビル入居事業者への配慮が必要と明記。受動喫煙防止策のあり方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるよう政府に求めた。一方で、**受動喫煙防止に取り組む事業者には助成金などの形で国が必要な支援を行うことを法律に明記した。**

改正案では各職場に対し高度な換気設備を備えた喫煙室以外での喫煙を認めない「空間分煙」を義務づけていたが、多額の設備投資が必要となる飲食店などが反対していた。

## 厚労省の受動喫煙防止対策助成金(全国対象です！)

2011年10月からスタート。2012年度も継続しています。

### ■対象

(1) 宿泊業 常時雇用100人以下又は資本金5000万円以下

(2) 料理店又は飲食店 常時雇用50人以下又は資本金5000万円以下

以下の全てを満たす事業主を対象とする。

- 労働者災害補償保険の適用事業主
- 飲食店営業、喫茶営業、又は旅館を経営する中小企業事業主
- 受動喫煙対策を記述した計画を作成し、都道府県労働局長に届け出た中小事業主
- 上記の営業を行う事業場で、一定の基準を満たす喫煙室を設置するなどの措置を講じた事業主
- 喫煙室の設置の際の書類を適切に保管

### ■助成額

喫煙室設置に係わる費用の1/4(上限200万円)

### ■喫煙室等の要件(下記のいずれかの条件を満たすこと)

●喫煙室の場合、喫煙室に向かう風速:  $0.2\text{m/s}$ 以上

●顧客が喫煙できることをサービスに含めて提供している場所の場合、  
粉塵濃度:  $0.15\text{mg}/\text{m}^3$ 以下又はn席の客席がある喫煙区域における  
必要換気量:  $70.3 \times n(\text{m}^3/\text{h})$

# 各自治体でも受動喫煙防止条例が成立しています。

## 神奈川県

## 神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例

(喫煙禁止区域へのたばこの煙の流出防止)

### 2011年4月からは飲食店・宿泊施設に対する罰則適用もスタートしているのをご存じですか？

不特定または多数の人が出入りする空間を有する施設において、受動喫煙を防止するルールを定めた条例です。

#### 対象(喫煙所は全ての施設に設置可能)

- ・第1種施設(禁煙)・・・学校、病院、劇場、映画館、公共交通機関、官公庁施設等
- ・第2種施設(禁煙か分煙を選択)・・・飲食店、宿泊施設、娯楽施設など

#### 罰則

- ・喫煙禁止区域でたばこを吸った人(2万円以下の過料)
- ・条例で規定された義務を履行しない施設管理者(5万円以下の過料)

#### 分煙基準

1. 仕切りを設置して下さい。
2. 排気設備を設置して下さい。
3. 空気の流れを作して下さい  
(仕切りに開口部分がある場合、喫煙禁止区域から喫煙区域へ毎秒0.2m以上)

## 兵庫県

## 受動喫煙の防止等に関する条例

(神奈川県に続き全国で2例目の受動喫煙防止条例)

### 2012年3月 県議会で可決、成立 公共施設は2013年4月から、民間施設は2014年4月から適用

不特定多数の人が利用する公共施設などでの喫煙を罰則付きで規制する条例です。

#### 対象

- ・禁煙・・・教育施設等、医療関係施設、官公庁施設、福祉施設
- ・区域分煙義務・・・100m<sup>2</sup>を超える宿泊施設フロントロビー、飲食店、理美容所、(100m<sup>2</sup>以下の施設は喫煙可能表示をすれば喫煙を認める。)その他民間施設
- ・区域分煙又は時間分煙義務・・・劇場、映画館等(客席は禁煙)

#### 罰則 (公共施設は2013年10月、民間施設は2014年10月から施行)

- ・命令に従わない施設管理者(30万円以下の罰金)
- ・受動喫煙防止区域内で喫煙した人(2万円以下の過料)

#### 財政上の措置

20条 県は、受動喫煙の防止を図るため、必要な財政上の措置を講ずるように努める。  
喫煙室などの設置費用の半分(上限250万円)の助成や低利融資制度を検討

## 神奈川県条例の特徴

この条例の特徴は次の4点です。

- ▼ 施設管理者に主な義務を負わせている。
- ▼ 禁煙または分煙の店頭表示を義務化しました。
- ▼ たばこの煙がある場所への未成年者の立入制限を義務化しました。
- ▼ 実効性を担保するために、行政罰である過料を科すことにしました。

公共的施設・・・不特定又は多数の者が出入りすることができる  
室内又はこれに準ずる環境を有する施設

学校、病院、官公庁施設等  
(第1種施設)

禁 煙

飲食店、宿泊施設、娯楽施設等  
(第2種施設)

禁煙又は分煙

★第1種施設、第2種施設ともに「喫煙所」の設置可

# 神奈川 対象となる公共的施設の区分

## 第1種施設 禁煙

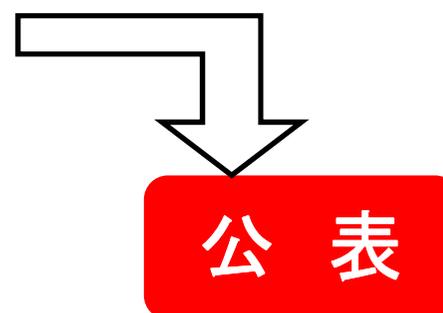
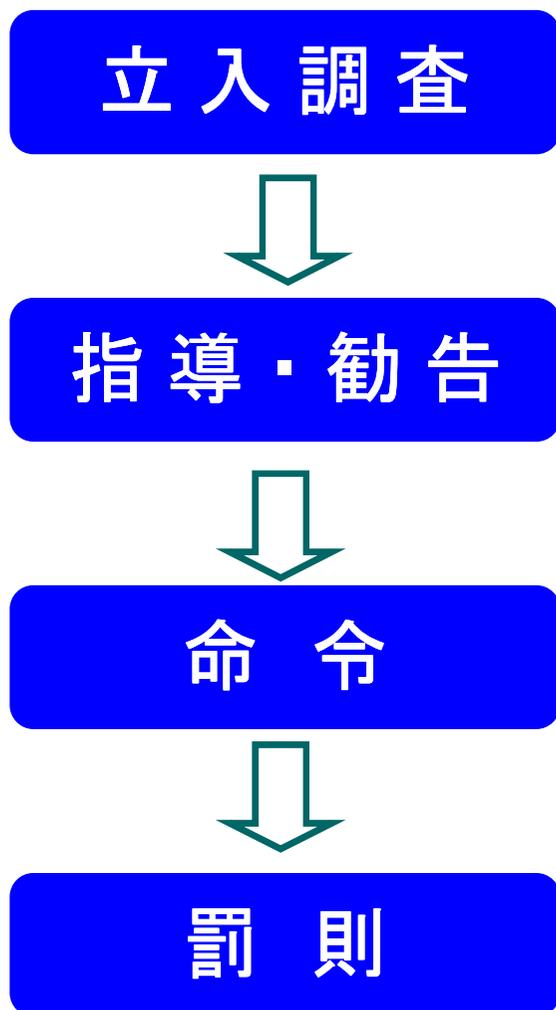
学校 病院・診療所  
劇場 観覧場 集会場  
展示場 運動施設  
公衆浴場  
百貨店・商店  
銀行等の金融機関  
郵便等の公益事業所  
公共交通機関  
博物館、図書館、遊園地  
社会福祉施設  
官公庁施設  
テナントビルの通路部分 等

## 第2種施設 禁煙又は分煙

飲食店  
ホテル・旅館等の宿泊施設  
ゲームセンター・カラオケボックス等の娯楽施設  
その他のサービス業を営む店舗  
(クリーニング店、理・美容所、旅行代理店等)

## 特例第2種施設 努力義務

床面積が100㎡以下(調理場を除く)の飲食店  
床面積が700㎡以下の宿泊施設  
パチンコ店等の風営法対象施設



勧告に従わない施設名などを、  
県民へ情報提供

## 過料処分の対象

- 喫煙禁止区域で喫煙した個人  
→2万円以下(実徴収額は2千円)
- 必要な義務を果たさない施設管理者  
→5万円以下(実徴収額は2万円)
- 第2種施設に係る罰則は、平成23年4月1日から施行

# 神奈川県条例の分煙基準

「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」分煙チェックシートより

**Q1** 喫煙区域と喫煙禁止区域の間に仕切り※<sup>1</sup>がありますか？

ある

ない

仕切り＋排気設備  
が必要です。

**Q2** 仕切りに開口部※<sup>2</sup>がありますか？

ある

ない

排気設備があれば、  
条例に適合しています。

**喫煙禁止区域から喫煙区域へ毎秒0.2m以上の空気の流れが必要**

※<sup>1</sup>仕切り……建築構造の一部である壁、パーティション、障子、襖、床、天井、その他たばこの煙を通さないもの

※<sup>2</sup> ドア・扉が無い出入口、間仕切りが天井まで届いていない部分、欄間などたばこの煙が流れ出るおそれのある部分

完全には仕切れない場合もあります。例えば...

① お店のデザイン(居心地、開放感)

② 消防法・建築基準法など法令上の問題

③ 飲食店の運営上の問題



# 風速0.2 m/s にはどれ位の排気が必要か？

$$\begin{array}{ccccc} \text{排気風量} & = & \text{進入風速} & \times & \text{開口面積} \\ (\text{m}^3/\text{min}) & & (0.2\text{m}/\text{sec} \times 60\text{sec}) & & (\text{m}^2) \end{array}$$

※開口面積1m<sup>2</sup>あたり12m<sup>3</sup>/min(720m<sup>3</sup>/h)の排気が必要です。

ドア1枚分(幅1.2m × 高さ2.5m = 3m<sup>2</sup>)の場合

$$= (0.2\text{m}/\text{sec} \times 60\text{sec}) \times 3\text{m}^2 = 36\text{m}^3/\text{min} = 2160\text{m}^3/\text{h}$$

$$\begin{array}{ccccc} \text{排気風量} & = & \text{進入風速} & \times & \text{開口面積} \\ (\text{m}^3/\text{min}) & & (0.2\text{m}/\text{sec} \times 60\text{sec}) & & (\text{m}^2) \end{array}$$



# そこで・・・エアカーテン

エアカーテンが開口面積を狭めるための機器として、「分煙ポイントガイド」に紹介されています。※ただし、風速調整、排気との組み合わせが必要。

神奈川県  
神奈川県公共施設における受動喫煙防止条例  
**分煙ポイントガイド**  
vol.1 エリアでみる分煙のヒント～飲食店を例に～

**分煙とは**  
不特定または多数の人が出入りすることができる空間（公共的空間）のうち、県下などの利用者が共用する区域を除いた空間を、「喫煙区域」と「喫煙禁止区域」に分けることをいいます。

**分煙基準**

- 仕切り  
たばこの煙が流出しないように、喫煙区域と喫煙禁止区域との境界に仕切りの設置が必要です。
- 排気設備  
喫煙区域から出たたばこの煙を屋外に排気するための設備が必要です。
- 空気の流れ【仕切りに開口部分があるとき】  
たばこの煙が開口部分を通って流出しないように、喫煙禁止区域から喫煙区域へ毎秒0.2m以上の空気の流れが必要です。



神奈川県

## 共通ポイント

- 仕切り  
仕切りは、たばこの煙を遮る壁や材質としてください（例：壁紙、石膏ボード、パーティション、鏡子、機、ガラス等）。なお、仕切りの設置に当たっては、建築基準法や消防法等の他の法令の規定に留意してください。  
○仕切りに開口部分がある場合  
喫煙禁止区域から喫煙区域（喫煙所）の方向に毎秒0.2m以上の空気の流れがあることが必要です。（下記参照）
- 排気設備  
喫煙区域（喫煙所）には、換気扇や天井扇等、強制的に屋外へ排気する設備を設置してください。なお、排気設備の能力を維持するために、定期的に点検や清掃等のメンテナンスをしてください。
- 給排気のパランス  
排気に出たたばこの煙に合った給気を行うことにより、スムーズな排気が可能となります。特に「びらり」や「アンダーカット」を設けることも考えられます。なお、これは開口部分とはなりません。
- 扉  
扉には、開閉の方法によって引き戸、開き戸の構造があります。扉を閉鎖するときにはこの扉を閉めて、たばこの煙が流出することはありません。できるだけ引き戸にすることを検討してください。なお、自動ドアや、動力をわずかに消費するオートクローズドアは、閉め忘れ防止等に有効です。
- エアカーテン  
開口部分を狭めるためにエアカーテンを利用することは可能です。狭まる範囲については、吹き出す空気の流れによって判断します。なお、空気の吹き出す面積はそれぞれの機種によって異なりますので、施工会社や製品の販売会社等に相談してください。
- エアコンの風向  
出入口等の開口部からエアコンの風向きによっては、喫煙禁止区域へたばこの煙が流出してしまうことがあります。風向きを変えたたりしてなどの利用により、たばこの煙の流出を防ぐようにしてください。
- 給排気設備  
排気の方法が異なる方式の給排気設備の場合は、たばこの煙が中エリアに広がってしまいます。他のエリアにたばこの煙が滞留しないように空調系統を変更するなどの対応が必要です。

## 5 エアカーテン

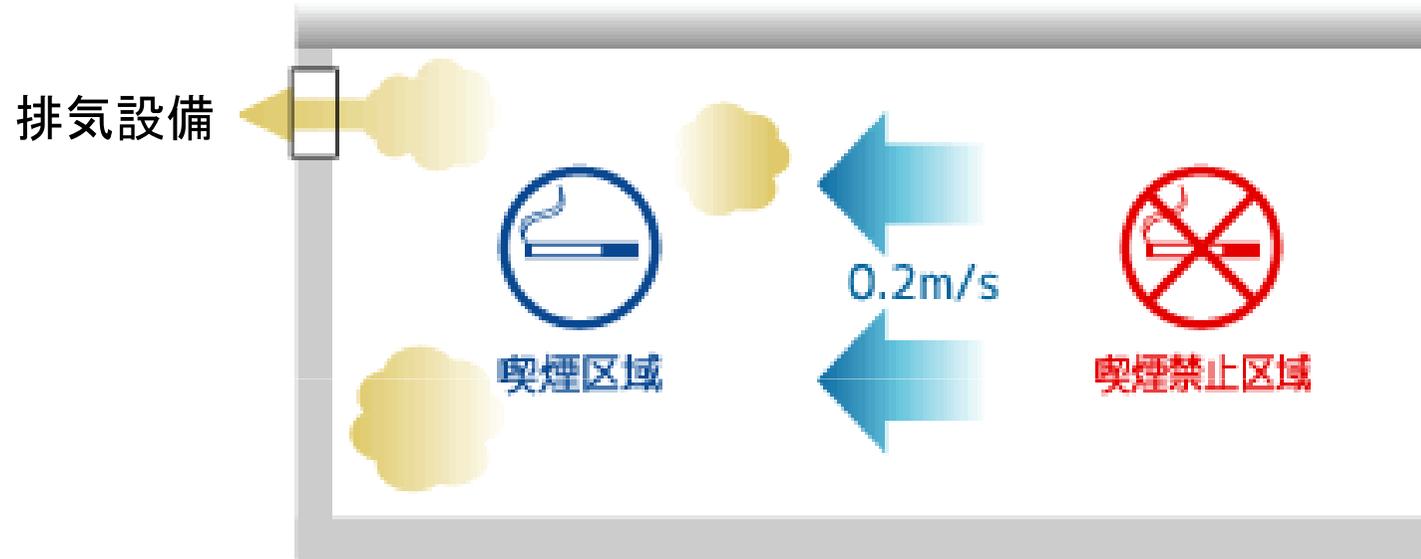
開口部分を狭めるためにエアカーテンを利用することは可能です。狭まる範囲については、吹き出す空気の流れによって判断します。

なお、空気の吹き出す面積はそれぞれの機種によって異なりますので、施工会社や製品の販売会社等に相談してください。



エアカーテン

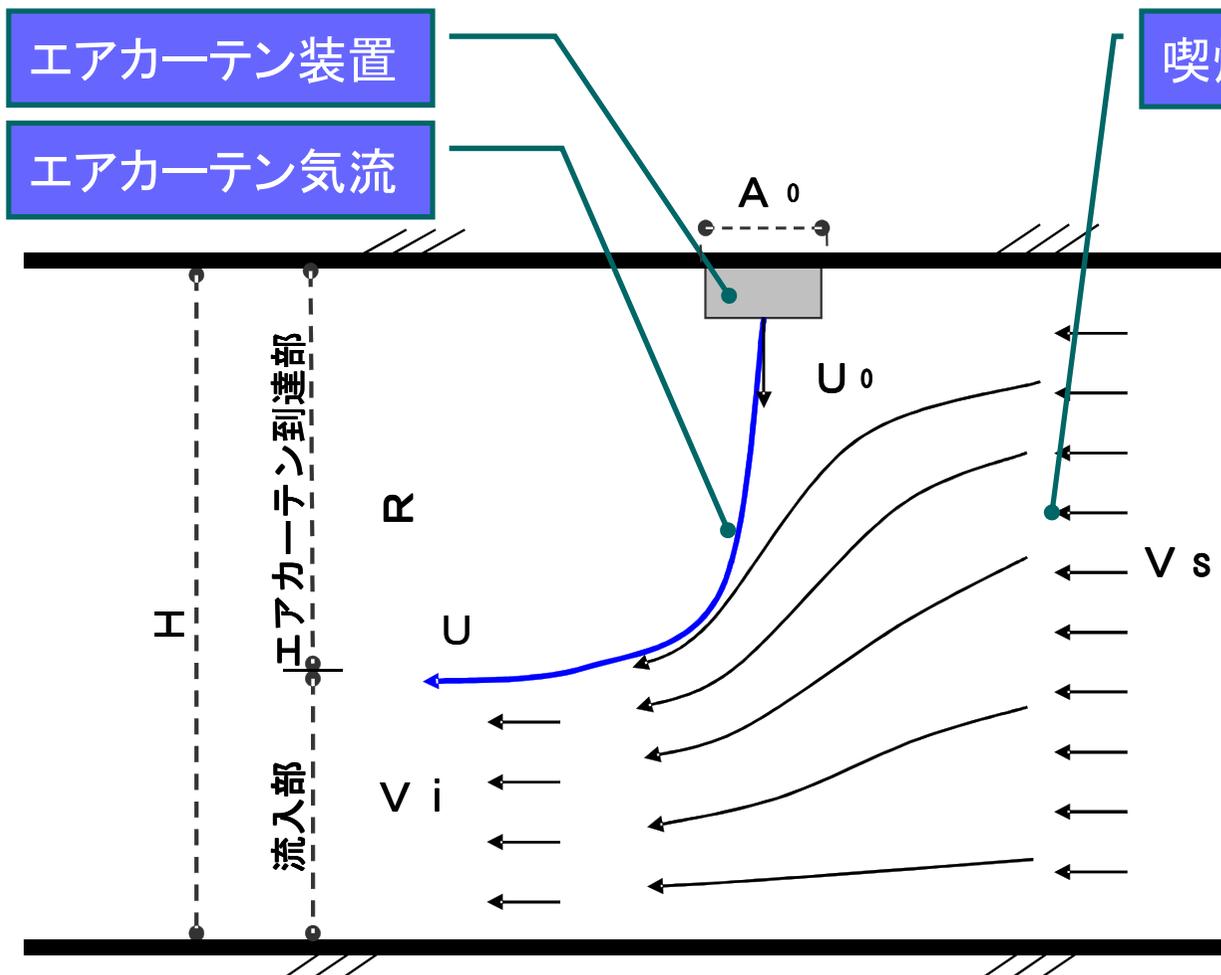
## 開口部にエアカーテンが無い場合



喫煙区域に向かう「0.2m/s」の空気の流れが必要



# エアカーテンと排気の空気の流れについて



記号	単位
$H$ : 天井高さ(遮断距離)	m
$A_0$ : エアカーテン吹出し幅	m
$U_0$ : エアカーテン吹出し風速	m/s
$U$ : エアカーテン到達風速	m/s
$V_s$ : 進入風速	m/s
$V_i$ : エアカーテン到達部分 以外の流入風速	m/s
$R$ : エアカーテン到達部	m

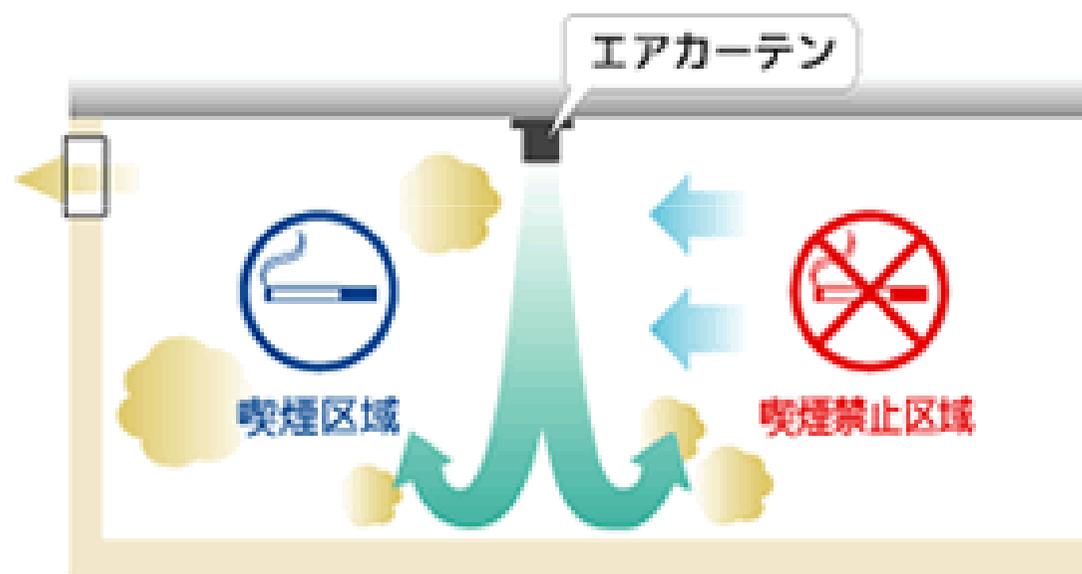
エアカーテンが開口面積を狭める

エアカーテンが届かない部分から進入風が流入

その時の進入風の流入風速が0.2m/s以上になる

## エアカーテンの風速が強すぎてもダメ

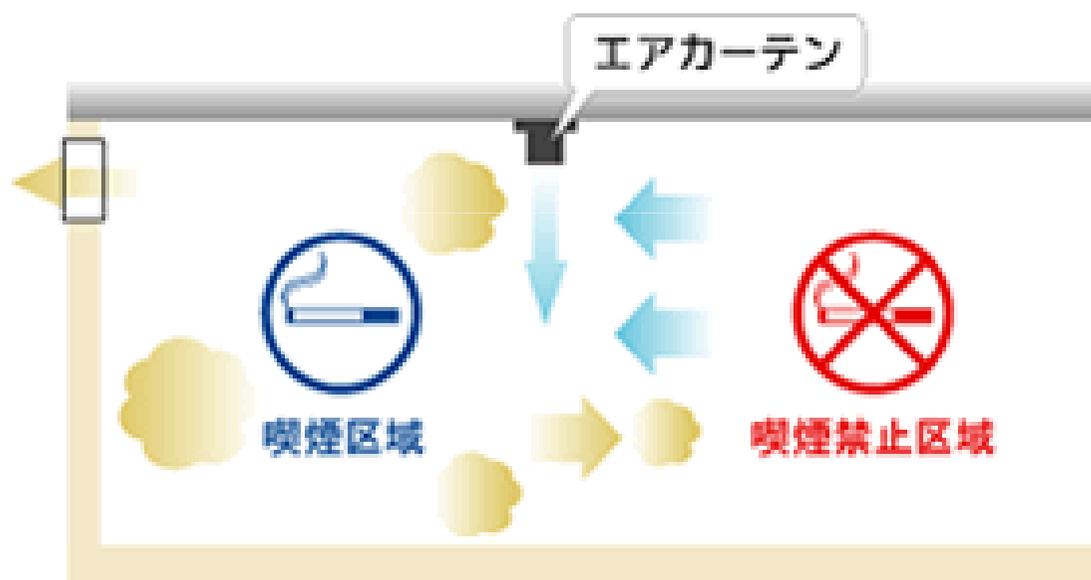
強すぎるエアカーテン



エアカーテンはタバコの煙を巻き込みながら吹き降ろすので、エアカーテンが強すぎると床にぶつかって煙が拡散します。

### エアカーテンの風速が弱すぎてもダメ

弱すぎるエアカーテン

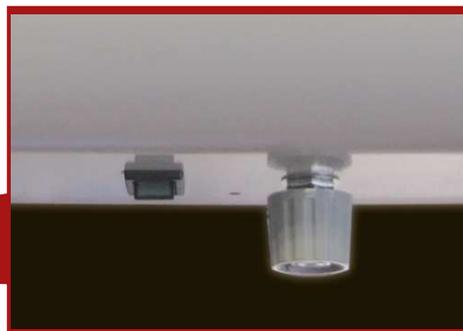
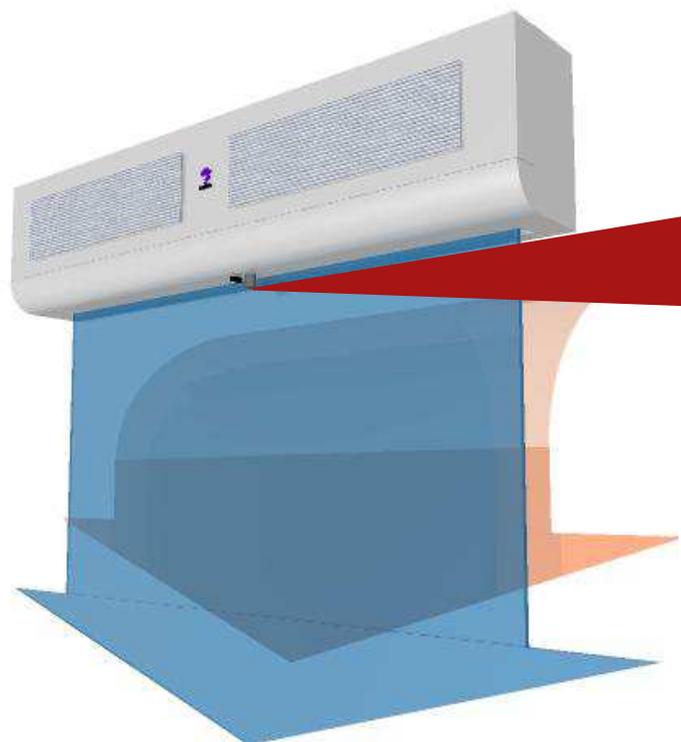


エアカーテンが弱すぎると開口面積を狭められないので、  
排気量が少ないと煙がもれてしまいます。

天井高、空調の影響に合わせてエアカーテン風速の調整が重要



そこで「トルネックス 2wayエアカーテン」



吹出風速を任意で調節

風量調整ボリュームで任意の強さで吹出風速を調整可能なため、設置場所に合わせてベストの風速で設置することができます。

# 「2wayエアカーテン」について



外気遮断・分煙用の両方で使用可能

吹出風速を任意で調節



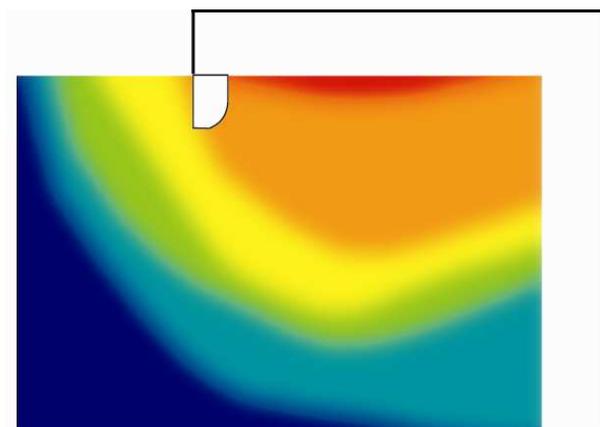
プラズマクラスター標準搭載



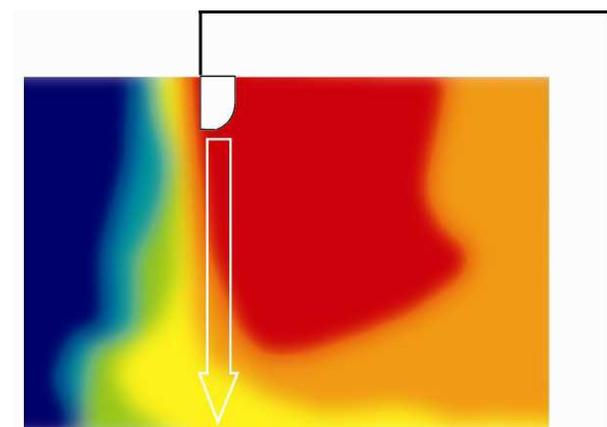
プラズマクラスターマーク及びプラズマクラスター、Plasmacluster は、シャープ株式会社の商標です。

## 外気遮断効果

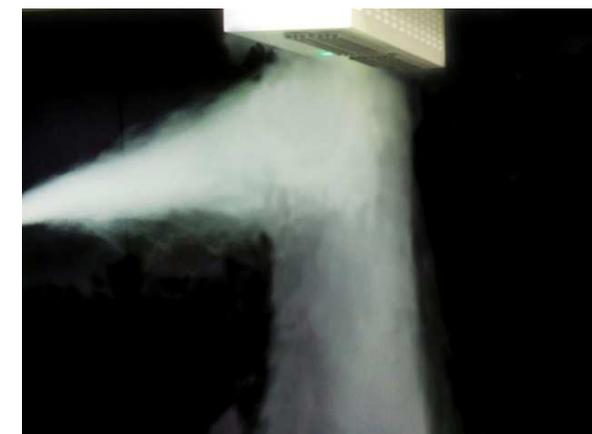
エアカーテン無し



エアカーテン強運転



## 煙の拡散を抑制



## 神奈川県に続き 2 番目の兵庫県受動喫煙防止条例の特徴

不特定多数の人が出入りする空間(公共空間)を有するすべての施設について、受動喫煙を防止するためのルールを定めた条例です。

※従業員など特定の人しか出入りしない事務室や特定の人が貸し切って利用する会議室・宴会場・個室などは規制対象外

この条例の特徴は次の4点です。

- ▼ 施設管理者に主な義務。
- ▼ 喫煙区域、禁煙区域の表示を義務化。
- ▼ たばこの煙がある場所への未成年者の立入制限努力義務化。
- ▼ 実効性を担保するために、刑事罰の罰金、行政罰である過料を科す。

# 神奈川県に続き 2 番目の兵庫県受動喫煙防止条例の特徴

対象（公共施設は2013年4月から施行、民間施設は2014年4月から適用）

## 1. 建物内完全禁煙（既存の喫煙所も不可）

…幼稚園、小中高等学校、病院、官公庁庁舎、児童福祉施設等

## 2. 建物内完全禁煙（既存の喫煙所はOK、条例施行後の新設は不可）

…大学、専門学校、薬局、マッサージ、官公庁庁舎以外の施設等

## 3. 建物内分煙（建物内は禁煙で喫煙所及び喫煙区域はOK）

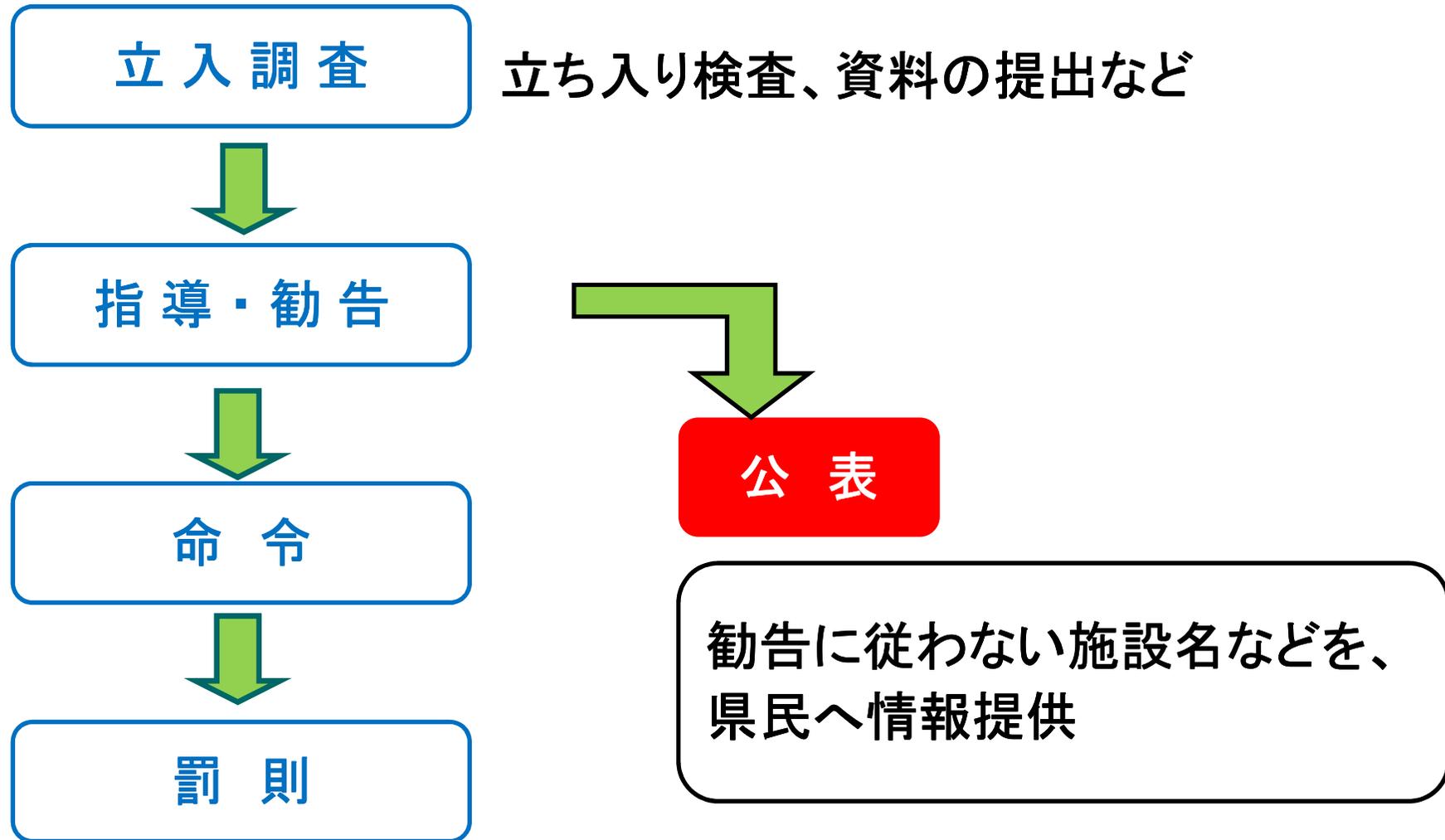
…駅、ホテル、金融機関、物販店舗、公衆浴場、冠婚葬祭、火葬場、集会場、展示場観覧場（スポーツ施設）、運動施設、動物園、遊園地、遊技場、神社、寺院、宿泊施設（ロビーが100平米を超える）、飲食店（個室を除く客室が100平米を超える）、理美容所（客室が100平米を超える）等

## 4. 建物内分煙（喫煙所設置又は時間分煙【業務時間の3分の2を超えないこと】）

…劇場、映画館、演芸場など

## 5. 建物内規制なし（施設内が喫煙可能である表示をすればOK）

…宿泊施設（ロビーが100平米以下）、飲食店（個室を除く客室が100平米以下）、理美容所（客室が100平米以下）等



## 罰則の対象

- 受動喫煙防止区域で喫煙した個人  
→2万円以下の過料
- 命令に従わない施設管理者  
→30万円以下の罰金(刑事罰)
- 公共施設は2013年10月から適用  
民間施設は2014年10月から適用

# 兵庫条例の分煙基準

## 喫煙区域の条件

「喫煙室を設置する方法等により、たばこの煙が喫煙区域以外の受動喫煙防止区域に直接排出されることのないように設けなければならない」

- (1) 喫煙室を設置する方法
- (2) 同一階にある部屋を喫煙・禁煙に分ける方法
- (3) フロアで喫煙・禁煙に分ける方法
- (4) その他、規則で定める方法

※施設入口に喫煙区域、禁煙区域の表示を義務化

※宿泊施設、飲食店、理容所などの喫煙区域の面積が全体の2/3を超えないこと。

※劇場、映画館などの喫煙時間の割合が業務時間の2/3を超えないこと。

# 兵庫条例の分煙基準（条例施行規則について）

## ■喫煙室を設置する方法

### 喫煙室の構造又は設備（条例第10条第1項）

- (1) 給気のため又はスプリンクラー設備その他消火設備の設置のために必要な開口部を除き、床面から天井まで達する壁等により仕切られていること。
- (2) 常にたばこの煙を直接屋外に排出することができること。

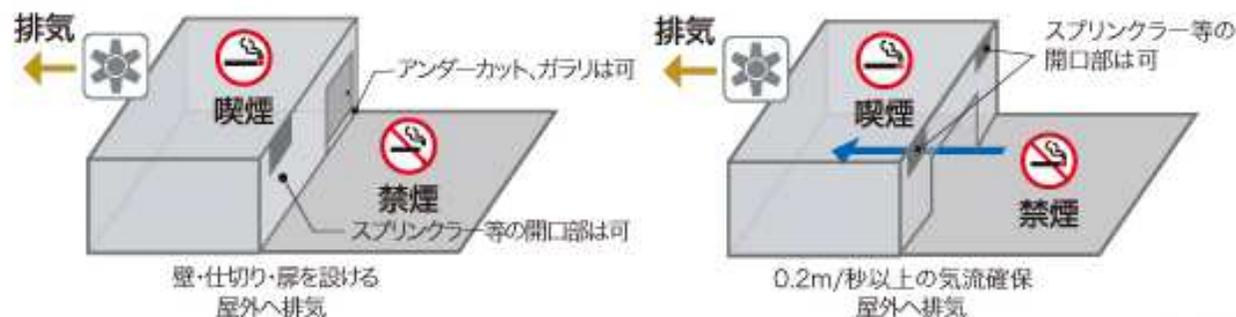


# 兵庫条例の分煙基準（条例施行規則について）

## ■ 同一階にある部屋を喫煙・禁煙に分ける方法

### 区域分煙措置の方法等（条例第11条第2項第2号）

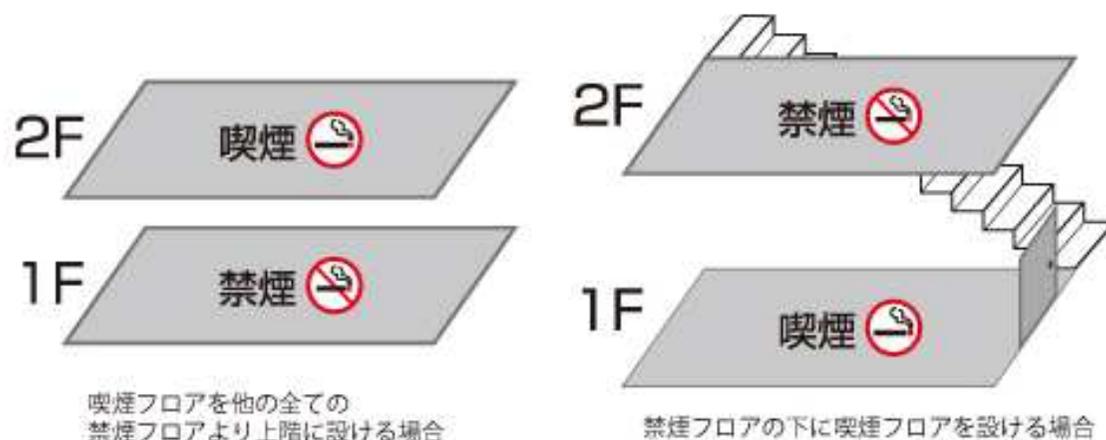
- (1) 給気のための開口部を除き、床面から天井まで達する壁等により仕切られていること。
- (2) 壁などに常時開放された出入口を設ける場合にあっては、当該出入口において風速0.2メートル毎秒以上の室内の方向への気流があること。
- (3) 常にたばこの煙を直接屋外に排出することができること。



# 兵庫条例の分煙基準（条例施行規則について）

## ■フロアで喫煙・禁煙を分ける方法

フロアで分煙する場合には、喫煙する階を上にして、扉を設けること。その場合、常にたばこの煙を直接屋外に排出することができること。**（条例第11条第2項第3号）**  
扉を設けることができない場合は、昇降口において風速0.2メートル毎秒以上の喫煙階の方向への気流があること。



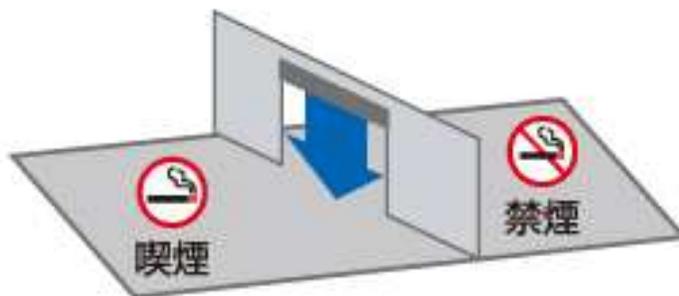
❗ 扉をつけること

# 兵庫条例の分煙基準（条例施行規則について）

## ■その他、規則で定める方法

条例第11条第2項第4号に規定する規則で定める方法は次に掲げる方法とする。

- ア 送風その他の方法により受動喫煙防止区域へのたばこの煙の排出を遮ることができること。→**エアカーテンのことも含めた対策です。**
- イ 常にたばこの煙を直接屋外に排出することができること。



# 兵庫条例 最近の動向

## 条例普及啓発用チラシ

⇒ [http://web.pref.hyogo.lg.jp/kf17/documents/jourei\\_chirashi.pdf](http://web.pref.hyogo.lg.jp/kf17/documents/jourei_chirashi.pdf)

## 受動喫煙防止のための標語募集

⇒ <http://web.pref.hyogo.lg.jp/kf17/index.html>



## 受動喫煙の防止等に関する条例」に関する事業者向け説明会(神戸ブロック)の開催について

⇒ [http://web.pref.hyogo.lg.jp/kf17/judoukitsuen\\_setsumeikai.html](http://web.pref.hyogo.lg.jp/kf17/judoukitsuen_setsumeikai.html)

### 1.趣旨

条例の規制対象となる事業者に対し、条例の内容について周知し、条例の円滑な施行を図る。

### 2.対象

神戸市内の事業者(主として飲食店、宿泊施設、物品販売業等、サービス業を営む施設)

### 3.日時

平成24年9月3日(月曜日)14時00分～16時30分

### 4.場所

兵庫県民会館11階パルテホール(神戸市中央区下山手通4-16-3)

### 5.内容(予定)

(1)条例の規制内容について

(2)分煙措置に係る技術的基準及び県助成制度について

# 兵庫県分煙設備整備事業について(兵庫県の補助金)

## ■対象

**宿泊施設(フロントロビー)の面積が100m<sup>2</sup>超の中小企業者**

(資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が200人以下の会社若しくは個人)

**客室(個室を除く)の面積が100m<sup>2</sup>超の飲食店を営む中小企業者**

(資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社若しくは個人)

## ■補助率

2分の1

## ■補助金額

250万円を上限とし、予算の範囲内  
(補助対象工事の上限:500万円)

## ■受付開始

2012年5月15日(火曜日)～

※補助は予算の範囲内で原則受付順

厚労省助成金と併用が可能です！



■500万円の工事の場合

## 他県の状況について ①

- 神奈川県 保健福祉局保健医療部がん対策課がん対策グループ  
(旧 同部たばこ対策課企画広報グループ)

現況: **受動喫煙防止条例 2010年4月施行**



- 千葉県 健康福祉部健康づくり支援課健康ちば推進室

現況: 2014年2月千葉県受動喫煙防止対策検討会報告では、条例制定を提言

- 東京都 福祉保健局保健政策部健康推進課

現況: パンフレットやステッカーで啓発活動を行っている。オリンピック誘致で受動喫煙対策が話題になったが、条例化の予定は無し。

## 他県の状況について ②

### ■大阪 健康医療部保健医療室健康づくり課

現況：大阪府衛生対策審議会 受動喫煙防止対策検討部会

### ■兵庫 健康福祉部健康局健康増進課受動喫煙対策室施設相談係 (旧 同部同局健康増進課)

現況：受動喫煙の防止に関する条例 2013年4月施行  
分煙設備整備事業 開始(2012年5月15日)

### ■京都 健康福祉部健康対策課がん対策担当

現況：2012年3月京都府受動喫煙防止憲章を策定。条例化するかどうかを含めてこれから検討予定。

### ■滋賀 健康福祉部健康長寿課健康づくり担当

現況：受動喫煙ゼロのお店登録など分煙、禁煙の啓発を行っている。

# 分煙対策費用について 排気工事費用目安

## 既存施設での設置コスト事例(オフィス)

新しい分煙効果判定基準の入口風速(**0.2m/s**)を担保するには、約1,500 m<sup>3</sup>/hの排気風量が必要。(注1)

オフィスビルにおける排気ダクト増強工事費(注2)の一般的な目安は以下のとおり

～ 800 m<sup>3</sup>/h:約300万円

800～1200 m<sup>3</sup>/h:約400万円

1200～1500 m<sup>3</sup>/h:約500万円

注1)入口1箇所(2m<sup>2</sup>)の場合

注2)電気設備工事、防災設備工事等を除く

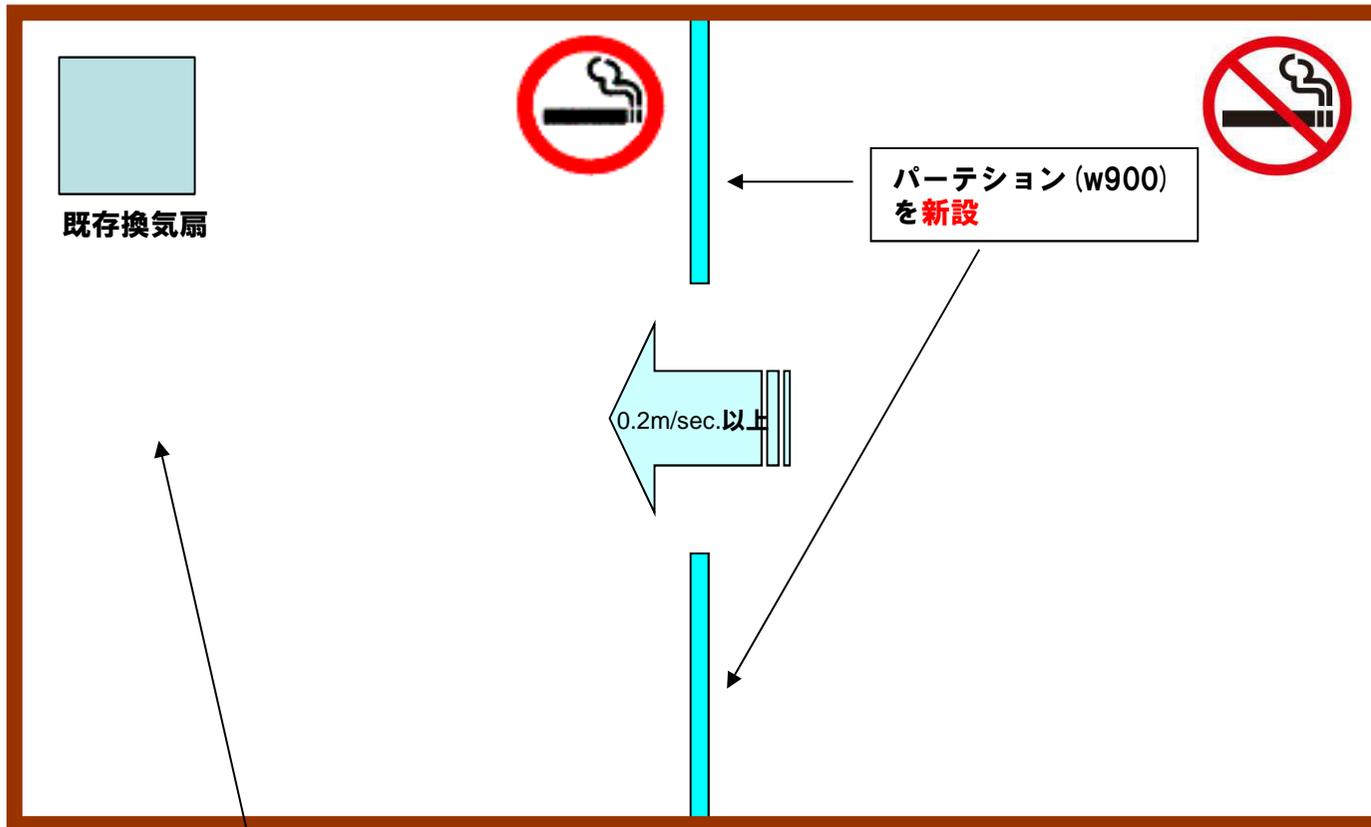
(JT社資料より抜粋)

オフィスビルで排気を増強するには上記のような費用がかかる場合があります。

ロードサイドの飲食店など排気工事費用がそれほどかからない店舗で

排気ダクトの増強工事をする場合でも、50万～100万程度の工事費がかかります。

# 喫煙席・禁煙席の分煙対策(開口部風速が0.2m/sec.以上の場合)



- ・排気風量は十分(出入り口部分で0.2m/sec.)なので、仕切を設置して煙の漏れを防止。
- ・労安法の改正(粉塵濃度0.15mg/m<sup>3</sup>)を想定し、天井埋込み型空気清浄機を設置推奨)。

労安法含みで天井埋込み型  
空気清浄機をOP設置可能

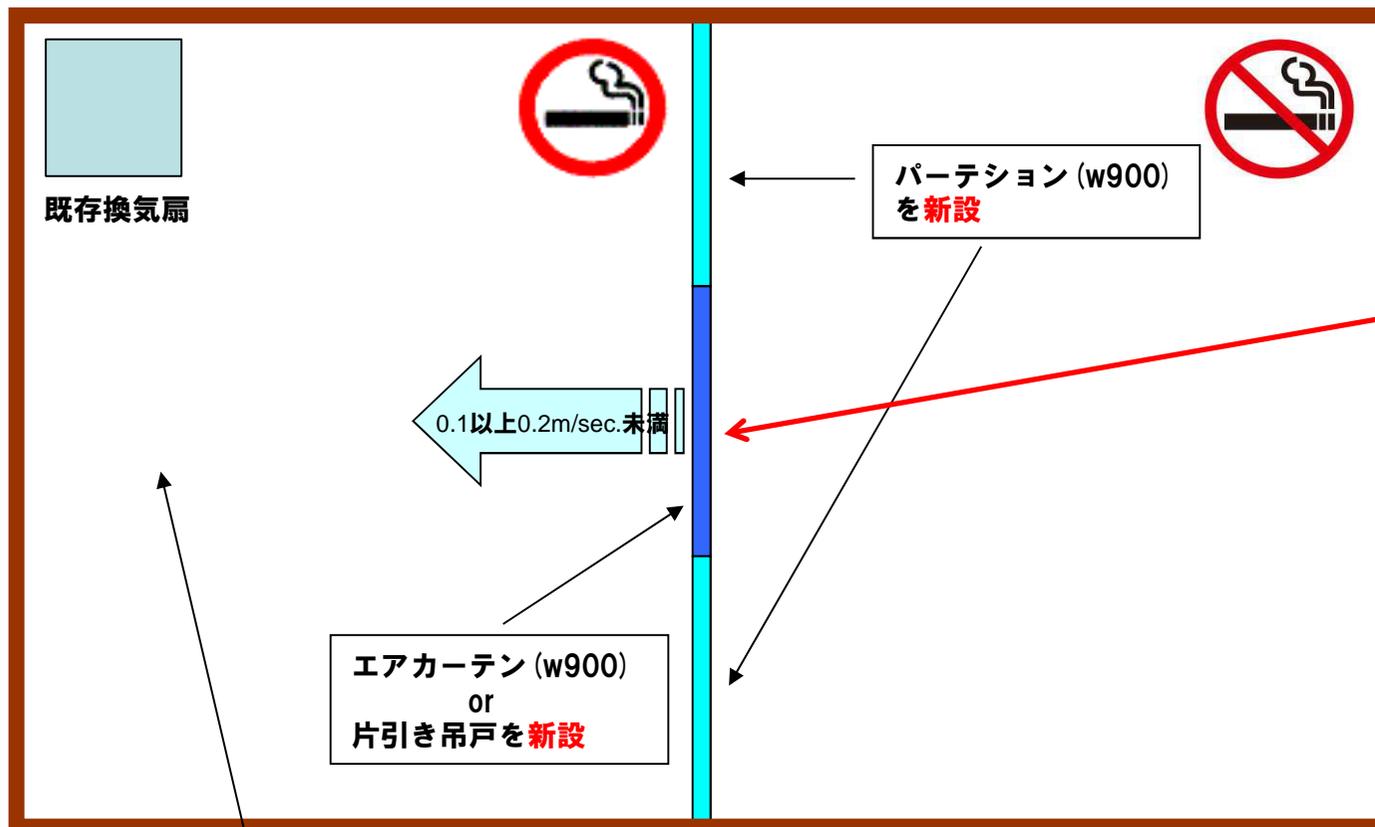


参考価格 ¥365,000

## 費用目安

パーティション (w900) × 2 = ¥60,000  
(税・工事費別)

# 喫煙席・禁煙席の分煙対策 (開口部風速が0.1以上0.2m/sec.未満の場合) **TORnex**



・排気風量が不十分なので、仕切りを設置して煙の漏れを防ぎ、**更に開口部を狭めるために、エアカーテンを設置。**

・**ドア設置対応も可能ですが、飲食店では店舗運営上、障害になる為、エアカーテンの設置対応が多い。**

・エアカーテンを設置する場合でも **0.1m/sec.が必要。**

・労安法の改正 (粉塵濃度0.15mg/m<sup>3</sup>) を想定し、天井埋込み型空気清浄機を設置推奨)。

※以下2案以外に「エアカーテンなし・ドアなし」で「排気増強」案がありますが、コスト大になります。

労安法含みで天井埋込み型空気清浄機をOP設置



参考価格 ¥365,000

費用目安 (エアカーテンの場合) : **¥150,000** (税・工事費別)

内訳:

パーティション (w900) × 2 = ¥60,000

エアカーテン (w900) × 1 = ¥90,000

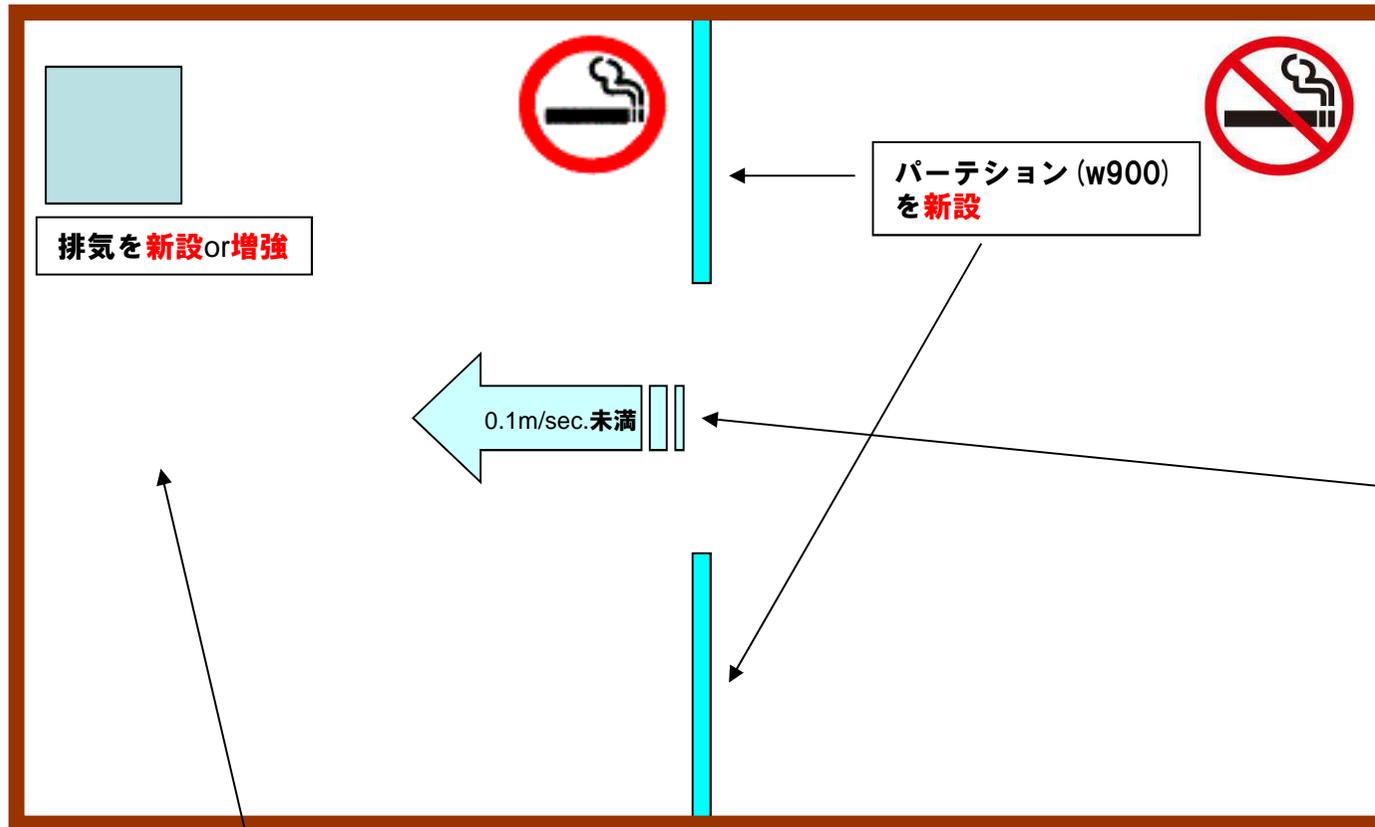
費用目安 (片引き吊戸の場合) : **¥340,000** (税・工事費別)

内訳:

パーティション (w900) × 2 = ¥60,000

片引き吊戸 × 1 = ¥280,000

# 喫煙席・禁煙席の分煙対策(開口部の風速が0.1m/sec.未満の場合)



- ・排気が不十分な為、排気工事が必要です。
- ・労安法の改正（粉塵濃度 $0.15\text{mg}/\text{m}^3$ ）を想定し、天井埋込み型空気清浄機を設置推奨）。



エアカーテン (w900)  
 or  
 片引き吊戸  
 をOP設置可能  
 参考価格 ¥90,000

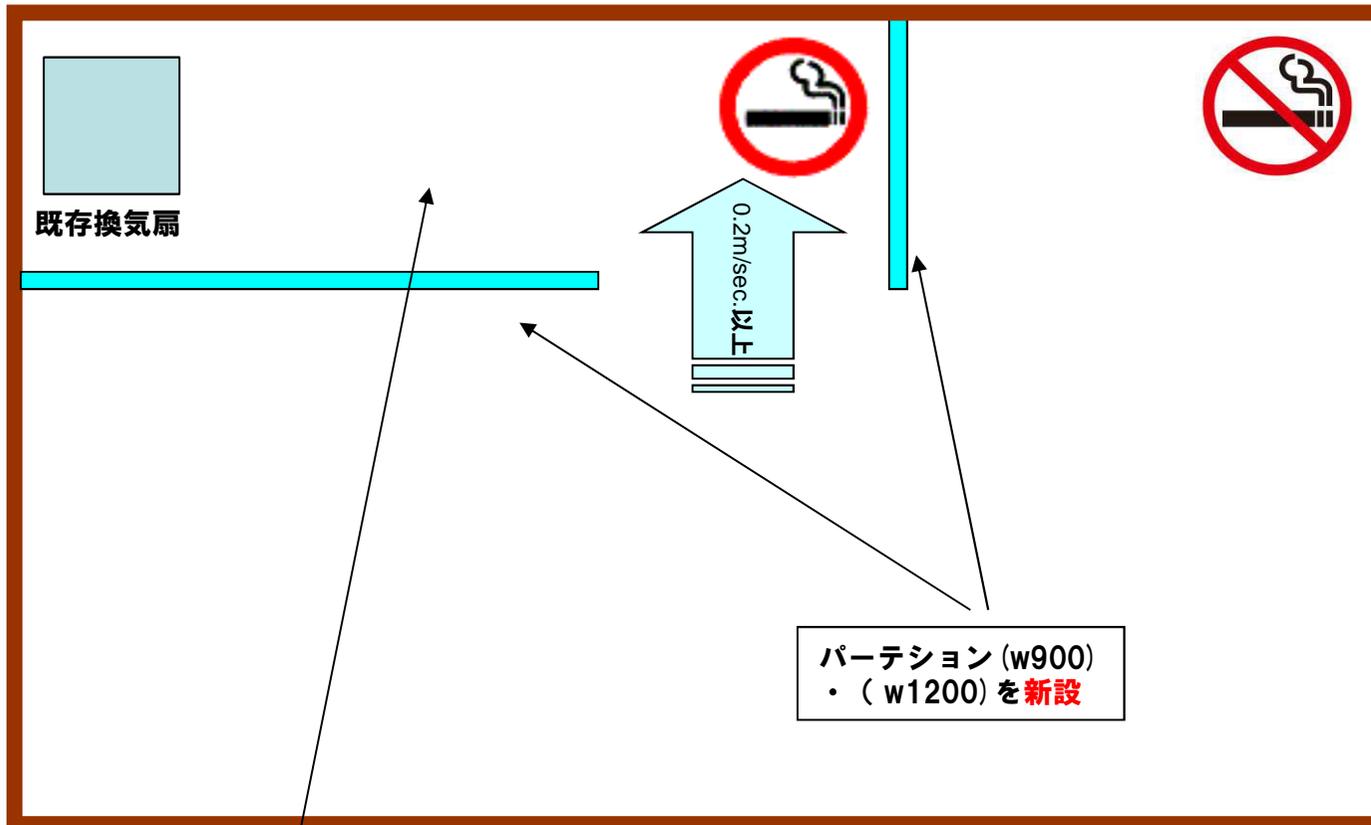
労安法含みで天井埋込み型  
 空気清浄機をOP設置  
 参考価格 ¥365,000



費用目安（排気新設or増強の場合）： ¥3,000,000～5,000,000  
 （JT社資料より）  
 +  
 パーティション（w900）×2 = ¥60,000

費用目安（片引き吊戸の場合）： ¥340,000（税・工事費別）  
 内訳：  
 パーティション（w900）×2 = ¥60,000  
 片引き吊戸 ×1 = ¥280,000

# 喫煙室の場合（開口部での排気が0.2m/sec.以上）



- ・ 排気風量は十分（出入り口部分で0.2m/sec.）なので、仕切を設置して煙の漏れを防止。
- ・ 労安法の改正（粉塵濃度0.15mg/m<sup>3</sup>）を想定し、天井埋込み型空気清浄機を設置推奨）。

パーティション (w900)  
・ (w1200) を新設

労安法含みで天井埋込み型  
空気清浄機をOP設置可能

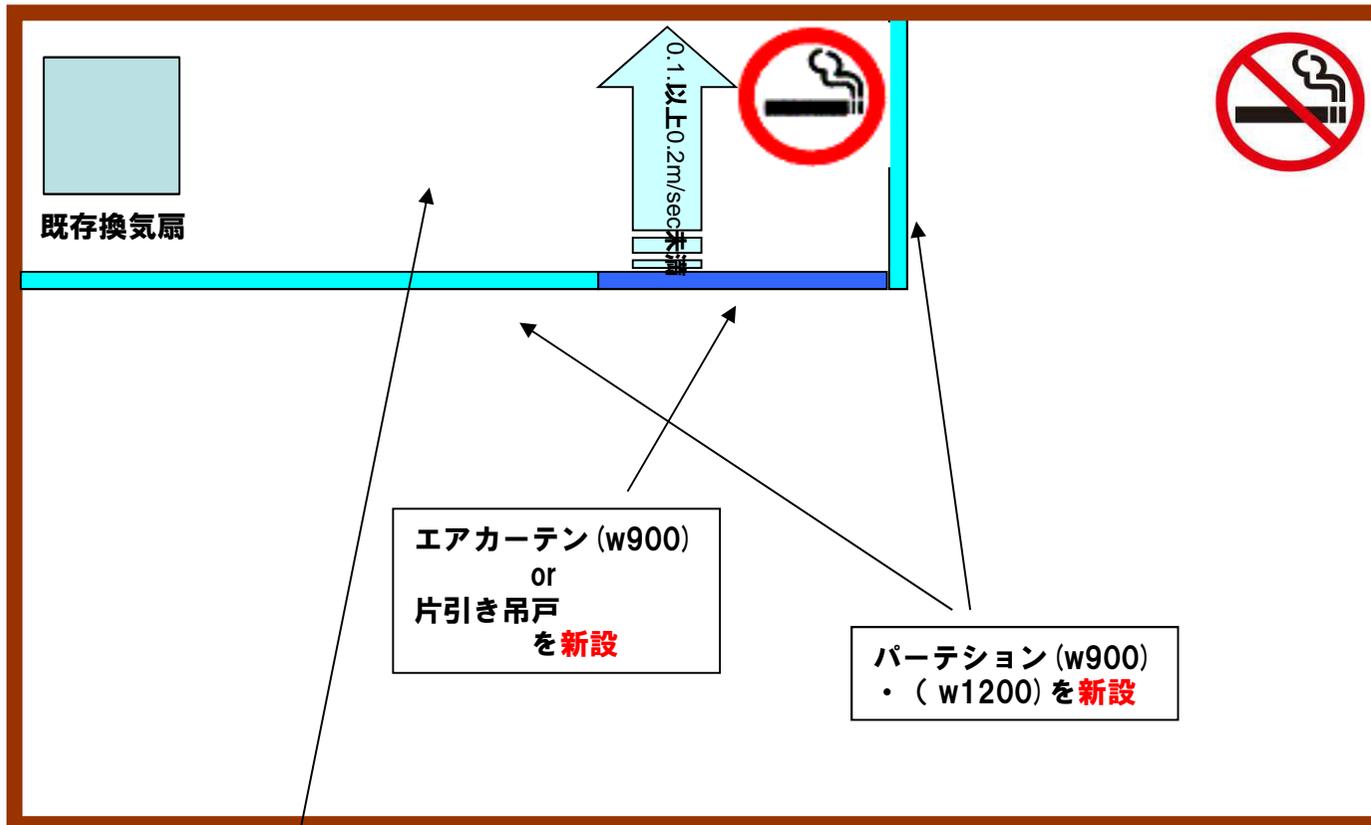


参考価格 ¥365,000

## 費用目安

パーティション (w900) + (w1200) = ¥65,000  
(税・工事費別)

# 喫煙室の場合(開口部での排気が0.1以上0.2m/sec.未満)



- ・排気風量が不十分なので、仕切りを設置して煙の漏れを防ぎ、**更に開口部を狭めるためにエアカーテンを設置。**
- ・エアカーテンを設置する場合でも0.1m/sec.が必要。
- ・労安法の改正（粉塵濃度0.15mg/m<sup>3</sup>を想定し、天井埋込み型空気清浄機を設置推奨）。

※以下2案以外に「エアカーテンなし・ドアなし」で「排気増強」案がありますが、コスト大になります。

労安法含みで天井埋込み型空気清浄機をOP設置可能



参考価格 ¥365,000

費用目安 (エアカーテンの場合) : ¥155,000 (税・工事費別)

内訳:

パーティション (w900) + (w1200) = ¥65,000

エアカーテン (w900) × 1 = ¥90,000

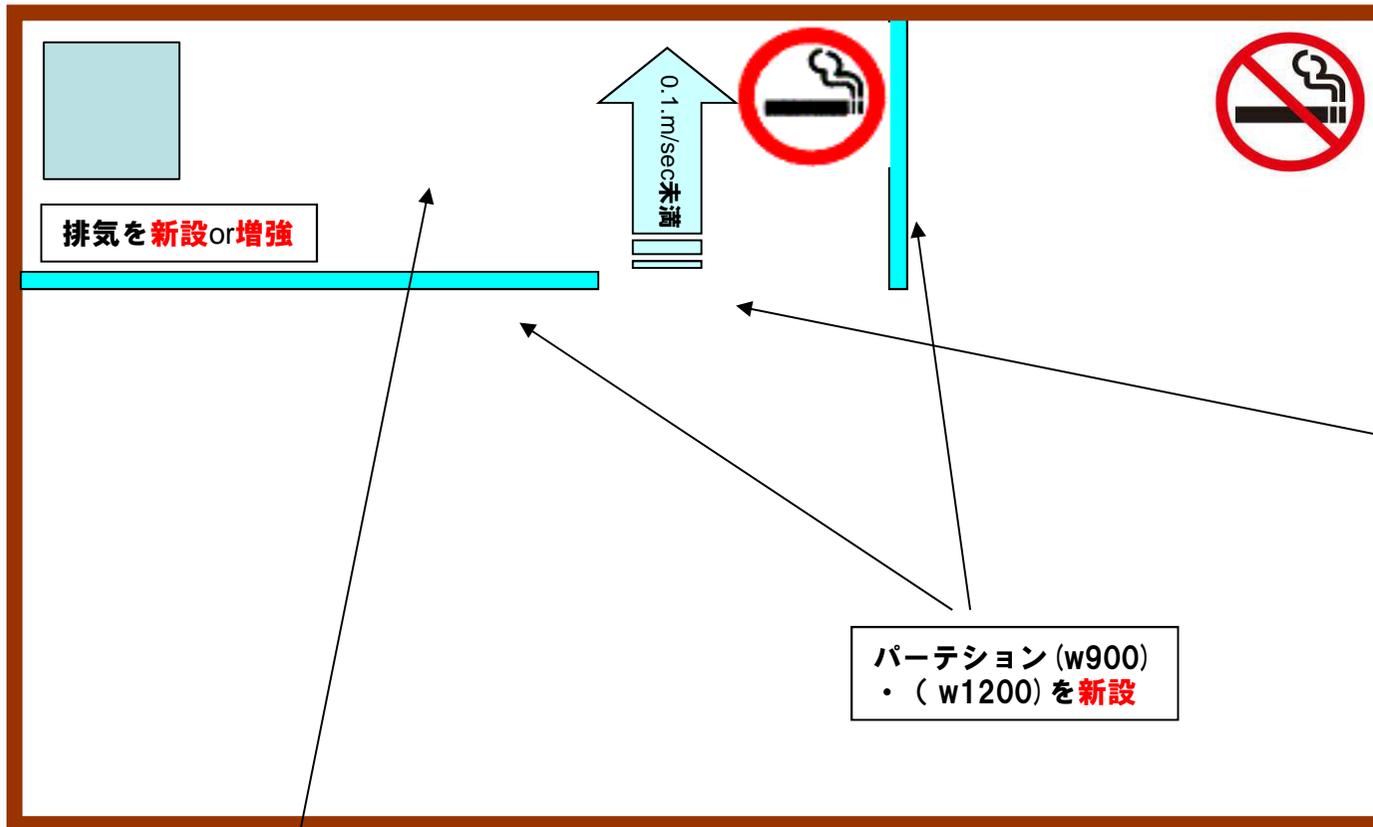
費用目安 (片引き吊戸の場合) : ¥345,000 (税・工事費別)

内訳:

パーティション (w900) + (w1200) = ¥65,000

片引き吊戸 × 1 = ¥280,000

# 喫煙室の場合（開口部での排気が0.1m/sec未満）



- ・ 排気が不十分な為、排気工事が  
必要です。
- ・ 労安法の改正（粉塵濃度 $0.15\text{mg}/\text{m}^3$ ）を想定し、天井埋込み型空気清浄機を設置推奨）。

エアカーテン (w900)  
or  
片引き吊戸  
をOP設置可能

パーティション (w900)  
・ (w1200) を新設

労安法含みで天井埋込み型  
空気清浄機をOP設置可能



参考価格 ¥365,000

費用目安（排気新設or増強の場合）： ¥3,000,000～5,000,000  
（JT社資料より）

+  
パーティション (w900) + (w1200) = ¥65,000

## ホテルの喫煙室の場合①(飲食店の喫煙室の場合も含む)



### 参考価格

広さ : 1.9m × 1.3m = 約2.5m<sup>2</sup>

喫煙人数 : 3名程度

仕様 : 4面ガラスパーティション

天井(化粧ケイカル板)

ダウンライト

自閉式中折扉

ダウンライト

空気清浄機扇

合計 150万円程度

※換気設備、消防設備は別途

※風適法の影響は考慮しておりません

※価格はあくまでも参考価格になります。条件により異なりますので都度ご相談下さい。

ホテルの喫煙室の場合、各階に喫煙室を設置するのではなく、ロビーに喫煙所を設置するケースがほとんどです。

ただし、宴会場や飲食店があるフロアについては、別途喫煙所を設ける場合があります。

社内資料ですので、社外秘扱いでお願い致します。

## ホテルの喫煙室の場合②(飲食店の喫煙室の場合も含む)



### 参考価格

広さ :  $3.4\text{m} \times 2.4\text{m} = \text{約}8\text{m}^2$

喫煙人数 : 4名程度

内容 : 2面ガラスパーティション  
ドア

業務用空気清浄機 1台

合計 150万円程度

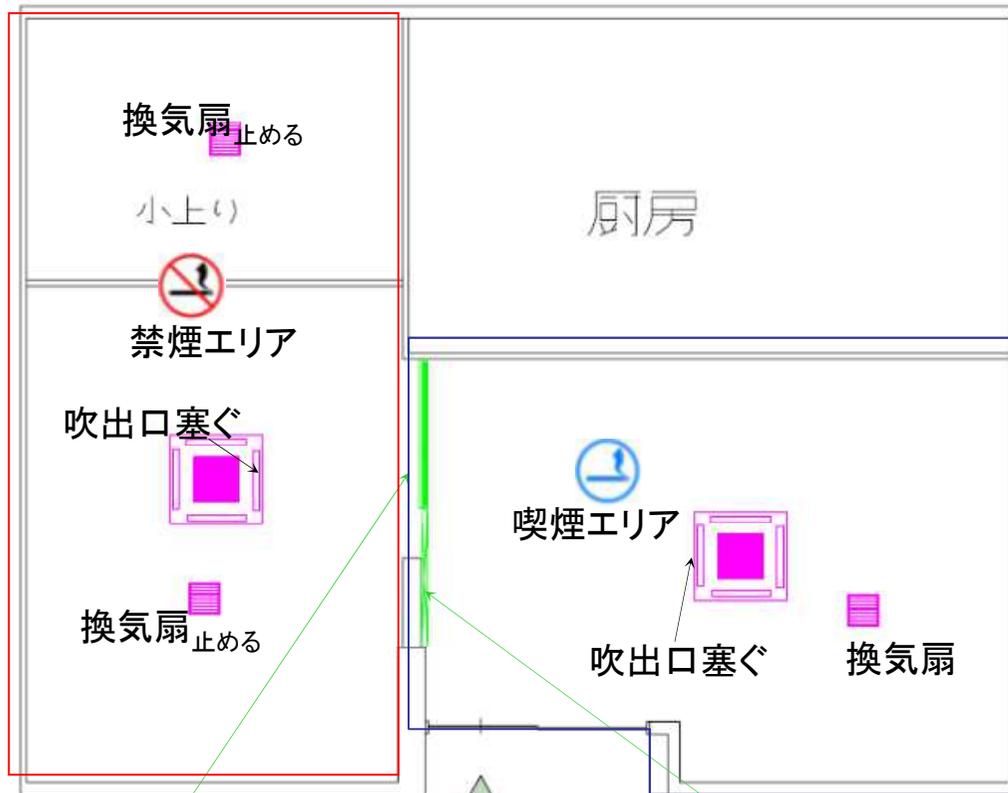
※換気設備、消防設備は別途

※風適法の影響は考慮しておりません

※価格はあくまでも参考価格になります。条件により異なりますので都度ご相談下さい。

社内資料ですので、社外秘扱いでお願い致します。

# 飲食店の場合①(喫煙席、禁煙席で分ける場合)



ACUB1200  
寸法 1200w × 76d × 87.5h  
消費電力 30W  
本体色 ホワイト



ロールスクリーン

## 参考価格

エアカーテン 本体 ACUB1200 1台  
 ロールスクリーン 1100×2500 1台  
 工事費他雑材料費  
 運搬交通費  
 合計 200,000円 (税別)

※換気設備、消防設備は別途  
 ※価格はあくまでも参考価格になります。条件により異なりますので都度ご相談下さい。

## 提案内容

現状の分煙状況にて、禁煙エリアにタバコの煙が流れないように対策を施します。

- ① 導線部上部にエアカーテンを設置  
⇒遮断率は50%
- ② 残りの開口部はロールスクリーンを設置  
⇒遮断率は80%

# レイアウトイメージ



**ACUB1200**  
寸法 1200w × 76d × 87.5h  
消費電力 30W  
本体色 ホワイト



ロールスクリーン



社内資料ですので、社外秘扱いでお願い致します。

## 飲食店の場合②(喫煙席、禁煙席で分ける場合)



### 参考価格

広さ : パネル幅約9m+入口幅1.2m

内容 : ガラスパーティション  
エアカーテン ×1台

合計 200万円程度

※換気設備、消防設備は別途

※風適法の影響は考慮しておりません

※価格はあくまでも参考価格になります。条件により異なりますので都度ご相談下さい。



社内資料ですので、社外秘扱いでお願い致します。

## 飲食店の場合③(喫煙席、禁煙席で分ける場合)大手FC店



社内資料ですので、社外秘扱いでお願い致します。

## まとめ

ホテル、旅館などの宿泊業では、ロビーに喫煙室を設置するケースが多く、客室のあるフロアは禁煙になっています。

また、宴会場、飲食店、ブライダル施設のあるフロアには、別に喫煙室を設置しているケースも多く見かけます。

飲食店の場合、喫煙室を設置するよりも、喫煙席、禁煙席で席を分けて喫煙席から煙が流れないように対策するケースがほとんどです。特に居酒屋業態では、喫煙室は見受けられません。

喫煙席のタバコ対策として、排気ダクトを増強することが必要になりますが、工事費用だけでなく、空調負荷が掛かります。

省エネ・節電の観点から逆行していますので、極力排気量を少なくする工夫が求められます。

また、飲食店は元々の排気量が多いため、既存店の排気風量を大幅に増強することは難しく、増強する場合でも給排気のバランスを考慮する必要があります。

そのため、実際にご提案をしている多くの飲食店では、エアカーテンと排気を組み合わせ、排気風量を減らしても同等の効果がある対策方法をご提案しています。